

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三田市長 田村 克也

市町村名 (市町村コード)	三田市 28219
地域名 (地域内農業集落名)	広野 (加茂) ※加茂上と加茂下
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月27日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内農業経営体32軒の内認定農業者等は3軒、その他は60歳以上の高齢、1ha以下の小規模経営が大半で、後継者が不確定の経営体も多い。作物は食用米・酒米などの水稲を中心に、地域特産の山の芋、黒豆などの高付加価値作物によって経営の安定化を図っている経営体が多いが、高齢化による重労働の負担が大きい。主要農地約26haは圃場整備工事から40年近くを経て、用水路の老朽化が目立つほか、取水口含む上流約1kmは設置年度がさらに古く、早急な更新が望まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き水稲(食用米・酒米)を中心に地域特産の既存高付加価値作物での経営安定化を図りつつ、新規就農者や次世代就農者を中心に地域の特色(年中豊富な農業用水・消費地近郊の農地)を生かして果樹や野菜類などの新たな高付加価値作物の導入を検討し、その栽培手法や販売手法の情報共有を地区内で行いながら新たな地域特産作物づくりを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とします。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
方針に記載したようにすでに集積化されている状態なので、急いで集団化する必要はなく、農地中間管理機構への契約更新時に機会があれば、耕作者の入れ替え等による集団化を徐々に図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在貸借されている農地の大半が「相対による利用権設定」を利用しているので、その契約更新に合わせ段階的に農地中間管理機構への貸付を増やし、その機会を利用して担い手への集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
主農業用水路の河口取水口から1km程度は設置が古く、流量不足と老朽化が問題となっており、基盤法22条の3の特例を活用し、「機構関連農地整備事業」により取水口と用水路の更新を5年以内には実施できるよう関係各所への働きかけを行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
すでに認定新規就農者1軒がぶどう栽培に取り組んでいるが、既存農家でも世代交代や、次世代後継者が見えて規模拡大を目指す経営体が出てきており、そういった経営体の認定農業者取得などへの取り組みを支援する一方、後継者のはっきりしない中小規模農家では、兼業でも可能な農業経営への取り組みを地域を挙げて支援できるしくみづくりから始めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
加茂地区中心に活動している「西中・笠谷プロジェクト」に対し、現状は水稲へのドローン防除の委託をおこなっているが、将来的には地域特産物への防除や施肥、生育状況モニターなど、ドローンを活用した省力化による委託を行い、重労働の軽減を図っていきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①農会及び多面的機能活動組織による害獣柵の定期的な巡回点検と修復活動を年間1回以上実施し、さらに必要な場所には新設の防護柵も設置を進めつつある。
 ⑦多面的機能活動組織の年間定期活動として、水路の砂泥除去、畦畔法面の除草に加え、老朽化した用水路及び会所柵などの修復工事などを、毎年4～5回の活動日を設定して実施している。